

○ 財務省告示第 226 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 7 年 7 月 16 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 22 日

財務大臣 加藤 勝信

（別表）

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 23 回	2, 000, 000, 000 円	103. 49 円
〃	第 24 回	2, 500, 000, 000 円	104. 14 円
〃	第 24 回	10, 500, 000, 000 円	104. 17 円
〃	第 29 回	5, 000, 000, 000 円	101. 96 円
合 計		20, 000, 000, 000 円	